



財政再建 特集号

方城町の財政再建について

既に新聞、テレビ等で報じられておりますので、ご承知の方も多いことと思いますが、当町の財政状態は大変悪化しております。

昭和五十六年度、町の普通会計（町の一般会計と住民新築資金等貸付会計）の決算で、約五億五千万円の赤字決算となりました。

この累積赤字額は起債（政府が認める借入金）の制限を受ける額を大きく超えております。

昭和三十七年七月、三菱方城炭鉱が閉山した後は、地域経済の基盤を失い、極度に疲弊し、荒廃した方城町が残されました。

このような状態から一日も早く脱却して、町民福祉の向上と、安定を図るために、あらゆる事業（失対・緊就、開就、特開、同対、低環境、過疎、鉱害復旧、災害復旧、一般公共等）を実施致しました。

町財源は窮乏しており、財源の多くを借入金に依存しなければ、全く事業が出来ない状態でした。産炭地振興法をはじめ各種の優遇措置法（過疎地域振興特別措置法、同和対策事業特別措置法、臨時石炭鉱害復旧特別措置法、石炭会計、低環境、失業対策事業等）いわゆる労働三事業のある間に、そ

れぞれの補助事業を実施すべきであると決心して、過去十数年間、補助事業の推進をして来ました。結果として、多額の起債と累積赤字に達し、起債制限を受けるようになりました。

今後は自治省に、財政再建準用団体の申請をし、承認を受けなければほとんどの事業（失対、緊就、開就、特開、過疎、鉱害、一般公共）が出来なくなりました。

財政再建には二通りあります。自力で努力して再建を計る自主再建と、自治大臣に申請し、承認を得て財政再建をする、すなわち準用団体となつて再建を計る方法です。

方城町の場合には後者を選ぶわけですが、それぞれの特色を述べてみます。（下表）

先般（九月三〇日）町議会臨時会で準用団体申請による、財政再建の申し出が可決されました。

これからは自治省に対し、事務手続きを進めることになり、昭和五十七年から十二年間を目途に再建計画案を作成し、自治大臣の承認を受ける積りですが、財政再建計画案を作りあげ、その案を町議会に提案し、可決された後、自治省に提出されることとなります。

なお、職員組合の宣伝ビラの配布等もあり、色々不安と疑問をお持ちの方が多いのではないかと感じていますので、職員組合から提出されている質問点について、それぞれ計画構想なり、解答なりを記載致します。

行財政再建に対する 町当局の基本姿勢について

問1 労使間における団体交渉権の確立について
答 町民の理解（原因と責任と再建案）を得ることについて

問2 地区毎説明会開催により、現在まで実施しておりませんが、再建計画案がある程度固ま

準用再建（地方財政再建促進特別措置法に基づく財政再建）	自主再建（町独自の努力で財政再建すること）	住民サービスの面	行政上の問題点	財源措置
自治大臣が承認した計画の範囲内で地方債の制限が解除された上計画的に事業の実施が可能となる。	起債制限を受けるためほとんどの事業が実施できない。 実施できるのは、地域改善対策事業（同和対策事業）で、国庫補助対象分のみ、災害復旧事業、住宅改修資金貸付事業等のみである。	失業対策事業（労働三事業）、鉱害復旧事業、地域改善事業、災害復旧事業等を除く、その他の公共事業が実質的に不可能となり問題を生じる。	一時借入金につき、政府資金の斡旋がなされる。 一時借入金の利子につき特別交付税が交付される。 法律上の起債制限が解除される（再建法）再建計画による退職手当に退職手当債の発行が認められる。	